

狭山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

狭山市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

狭山市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に、「狭山市議会議員の市政に関する調査研究」を「狭山市議会の議員の調査研究その他の活動」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「の職にある者（以下「議員」という。）」を削る。

第3条、第4条（見出しを含む。）及び第5条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第6条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に定めるとおりとする。

第7条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条第1項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費」を「領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費」に改め、同条第2項及び第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第9条見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政に関する調査研究に資するために必要な経費として」を「第6条に定める経費の範囲に基づいて」に改める。

第10条に次の1項を加える。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書の閲覧を請求することができる。

第11条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

政務活動費を充てることのできる経費の範囲

項目	内 容
研 修 費	会派又は会派に所属しない議員が研修会を開催するために必要な経費（飲食又はこれに関する経費を除く。）
調査研究費	会派又は会派に所属しない議員の行う調査研究その他の活動のために必要な先進地調査又は他の団体の開催する研究会等に参加するために要する経費（政治活動に関するもの及び公費による行政視察との併用は除く。）
資料作成費	会派又は会派に所属しない議員の行う調査研究その他の活動のために必要な資料の作成に要する経費（政党の発行する機関紙に関するものは除く。）
資料購入費	会派又は会派に所属しない議員の行う調査研究その他の活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（政党で発行する新聞、雑誌等の購読料は除く。）
広 報 費	会派又は会派に所属しない議員の調査研究その他の活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、及び周知するために要する経費（政党の発行する機関紙等に関する経費及び飲食又はこれに関する経費を除く。）
広 聴 費	会派又は会派に所属しない議員が住民からの市政及び当該会派又は会派に所属しない議員の政策等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費（飲食又はこれに関する経費を除く。）
事 務 費	会派又は会派に所属しない議員の行う調査研究その他の活動のために必要な消耗品費、通信費等

附 則

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の狭山市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の狭山市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。